

事業報告書

(自 平成 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 ネバーランド石井内科クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岡山市東区神崎町105-1
- (3) 設立認可年月日 平成 13年 7月 3日
- (4) 設立登記年月日 平成 13年 7月 9日

2 事業の概要

(1) 本來業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	石井内科クリニック	岡山市東区神崎町105-1	無床
通所リハ	石井内科クリニックデイサービスセンター	岡山市東区神崎町105-1	定員20名
小規模多機能	小規模多機能 マナの木	岡山市東区神崎町102-2	定員25名
高齢者専用 賃貸住宅	ケアビレッジ マナの木	岡山市東区神崎町102-2	11室
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム マナの木	岡山市東区神崎町102-1	9室

(2) 附帯業務

種類又は事業所	実施場所	備考
該当なし		

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 3年 10月 17日 令和 2年度決算の決定
 令和 年 月 日 社員の入社及び除名
 令和 年 月 日 理事、監事の選任、辞任の承認
 令和 年 月 日 理事、監事の選任、辞任の承認

法人名 医療法人 ネバーランド石井内科クリニック
所在地 岡山市東区神崎町105-1

※医療法人整理番号 〇〇789

財 产 目 錄
(令和04年 8月31日現在)

1. 資 产 領	321,638 千円
2. 負 債 領	208,329 千円
3. 純 資 产 領	113,309 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	96,125
B 固定資産	225,513
C 資産合計 (A+B)	321,638
D 負債合計	208,329
E 純資産 (C-D)	113,309

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 ネバーランド石井内科クリニック
所在地 岡山市東区神崎町 105-1

※医療法人整理番号 〇〇189

貸借対照表

(令和 04 年 8 月 31 日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	96,125	I 流動負債	50,548
II 固定資産	225,513	II 固定負債	157,781
1 有形固定資産	150,376	負債合計	208,329
2 無形固定資産	397	純資産の部	
3 その他の資産	74,740	科目	金額
		I 資本金	9,900
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	103,409
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	113,309
資産合計	321,638	負債・純資産合計	321,638

法人名 医療法人 ネバーランド石井内科クリニック
所在地 岡山市東区神崎町105-1

※医療法人整理番号 00789

損 益 計 算 書
(自 令和03年 9月 1日 至 令和04年 8月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	305,221
2 事 業 費 用	336,509
本來業務事業利益	△ 31,288
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業利益	0
事 業 利 益	△ 31,288
II 事 業 外 収 益	3,911
III 事 業 外 費 用	1,170
經 常 利 益	△ 28,548
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	0
稅 引 前 当 期 純 利 益	△ 28,548
法 人 稅 等	71
當 期 純 利 益	△ 28,619

監事監査報告書

医療法人 ネバーランド石井内科クリニック

理事長 石井 純一 殿

私は、医療法人 ネバーランド石井内科クリニック の令和 3 会計年度(令和 3 年 9 月 1 日から
令和 4 年 8 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。
その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事長からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に伴い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款をもとに税務会計基準に基づいて、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 10 月 23 日

医療法人 ネバーランド石井内科クリニック

監事 村田 浩